

工事成績が著しく低い者に対する競争参加資格制限について

当社では、総合評価落札方式による一般競争の実施、技術提案・交渉方式の導入、維持修繕工事包括契約方式・維持修繕工事集約契約方式の導入など、当社発注工事への入札参加機会の拡大と品質の確保に取り組んでいるところです。

現在継続的に実施しています維持管理・修繕等の工事契約に加え、今後、大阪湾岸道路西伸部や淀川左岸線延伸部の新規事業路線における工事契約やリニューアルプロジェクト（大規模更新・大規模修繕事業）の推進に伴う工事契約を進めていくことに鑑みまして、このたび、全ての工事の発注において次のとおり新たな競争参加要件を設けることにより、更なる品質及び安全等の確保の取り組みを図ることといたします。

今後、次に該当する施工実績を有する方は、一定期間競争参加を制限させていただきます。

- 【適用対象工事】 2019年7月1日以降に入札公告等を行う当社工事
- 【適用対象者】 適用対象の施工実績において、著しく低い工事成績(50点未満)を有する者
- 【制限内容】 当該施工実績と「同一工種」の工事発注において、次のとおり、当該施工実績の工事成績によっては、一定期間入札に参加することができません。

(工事成績評定点が 40 点未満の場合)

工事成績評定点通知日の年度、翌年度、翌々年度

(工事成績評定点が 50 点未満の場合)

工事成績評定点通知日の年度、翌年度

工事成績評定点「40点未満」の場合



工事成績評定点「50点未満」の場合

